

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正
（県例規集登載）

税務課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

指導監査室

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 漁船保険付保義務の消滅

水産課

道路整備課

○ 道路の区域変更

〃

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

○ 令和二年度狩猟免許試験の試験の期日、開始時間及び場所並びに受験手続の変更

鳥獣害対策室

○ 二級建築士の免許の取消し

建築指導課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

人事委員会

【教育委員会】

○ 令和三年度岡山県教育委員会職員（司書）採用候補者選考試験の実施

○ 令和三年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験の実施

教育委員会

〃

◎岡山県告示第三百三十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条第一号中「第一条第一項第二号」を「第一条第二号」に改める。

別表第一条第一項第二号の項及び第一条第一項第三号ロの項を削り、同表第二条第二号の項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に、「が適当」を「（法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当」に改め、同表第三条第一項第六号の項中「第三条第一項第六号」を「第二条第一項第六号」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同令」を削り、同表第三条第二号の項中「第三条第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同表第四条第二号ロの項中「第四条第二号ロ」を「第三条第二号ロ」に改め、「又は通知カード」及び「又は還付された通知カード」を削り、同表第四条第二号ニの項中「第四条第二号ニ」を「第三条第二号ニ」に改め、同表第七条第一項第二号の項中「第十二条第二項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同表第九条第五項第六号の項中「又は還付された通知カード」を削り、同表第十条第三号ロの項中「又は通知カード」及び「又は還付された通知カード」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労支援事業所スマイル

2 所在地

玉野市玉二丁目二八番一―号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社スマイルスクリプト

2 主たる事務所の所在地

玉野市玉二丁目二八番一―号

三 取消年月日

令和二年五月二十七日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四八〇

五 サービスの種類

就労移行支援、就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
アイ薬局	笠岡市五番町三一五	調剤	令和二年六月一日
ゆずりは薬局	新見市石蟹六五―五	調剤	令和二年六月一日
なでしこ薬局	真庭市中四四八―一	調剤	令和二年六月一日
金光薬局邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四―一	調剤	令和二年六月一日
びぜん薬局	備前市伊部九〇―五	調剤	令和二年六月一日
株式会社末田薬局	津山市田町九―三	調剤	令和二年六月一日
おかやま薬局総社店	総社市岡谷一二―一四	調剤	令和二年六月一日

◎岡山県告示第三百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
久米薬局	津山市宮尾二五三一五	調剤	令和二年三月三十一日
のぞみ薬局くせ店	真庭市久世二八二三一二	調剤	令和二年三月三十一日
めぐみ薬局	笠岡市中央町二二一一一	調剤	令和二年四月三十日
おかやま薬局赤坂店	赤磐市坂辺八一五	調剤	令和二年四月三十日
美作薬局城西店	津山市大手町八一三	調剤	令和二年四月三十日
株式会社総社薬局	総社市総社二一二一三七	調剤	令和二年五月一日

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県告示第三百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第三百十八号（小串加入区、黒崎連島加入区及び白石島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年五月二十六日限り、消滅した。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 小串加入区

黒崎連島加入区

白石島加入区

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 押淵皿線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市荒神山字割石三一四番六六地先から	新	一〇・〇ㄱ 二九・二	五八六・四
津山市荒神山字割石三一四番六六地先から	旧	六・四ㄱ 二七・〇	五八六・四
津山市荒上山字仲田三六三番一地先まで			

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	押淵皿線	津山市荒神山字割岩三一四番六六地先から津山市荒神山字仲田三六三番一地先まで	令和二年六月二日

〔二三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）店舗北側第一駐車場 百四十四台

店舗東側第二駐車場 百四十八台

店舗南側第三駐車場 十六台

駐車場収容台数の合計 三百八台

（変更後）店舗北側第一駐車場 七十六台

店舗東側第二駐車場 百四十八台

店舗南側第三駐車場 十六台

駐車場収容台数の合計 二百四十台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場自動車の出入口の数及び位置

（変更前）店舗北側第一駐車場 三箇所（届出書図面三のとおり）

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

店舗東側第二駐車場 二箇所（届出書図面三のとおり）
店舗南側第三駐車場 二箇所（届出書図面三のとおり）
駐車場自動車の出入口の数の合計 七箇所
（変更後）
店舗北側第一駐車場 二箇所（届出書図面四のとおり）
店舗東側第二駐車場 二箇所（届出書図面四のとおり）
店舗南側第三駐車場 二箇所（届出書図面四のとおり）
駐車場自動車の出入口の数の合計 六箇所

4 変更年月日

令和二年十月十五日

二 届出年月日

令和二年五月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年六月二日から同年十月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市未来創造部商工課

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

〔二三三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和二年六月二日

地区名

工種

完了年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐(津崎工区)

農業用排水施設

令和 二・三・二八

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

〔二三四〕令和二年五月一日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の試験の期日、開始時間及び場所並びに受験手続の変更）により変更された令和二年四月三日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の実施）のうち、一 試験の期日、開始時間及び場所及び四 受験手続を次のとおり変更する。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
令和二年八月五日（水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年九月八日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十一月二十日（金曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年十二月一日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十二月二十日（日曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

- (1) 令和二年八月五日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年七月二十二日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (2) 令和二年九月八日の倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年八月二十五日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (3) 令和二年十一月二十日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年十一月六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (4) 令和二年十二月一日の倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、同年六月二日から同年十一月十七日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (5) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、令和二年四月二十二日から同年十二月四日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
- 3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。
- (1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）
 - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚
 - (3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
- 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受験票を持参すること。

〔二三五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和二年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和二年五月二十六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

大賀 正義 二級建築士 第二五四八号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

◎岡山県人事委員会規則第十二号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市の都市長部局の項中「放射線室長 リハビリテーション室長」を「リハビリテーション室長」に、「所長 副所長」を「所長 所長代理 副所長」に改め、同表新見市の都市長部局の項中「主査」を「秘書係長 広報係長 主査」に、

認定こども園	園長 次長 主幹
養護老人ホーム	施設長 次長 参事 施設長補佐 主幹

を

認定こども園	園長 次長 主幹
--------	----------

に改め、同部選挙

管理委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長」に改め、同部監査委員事務局の項中「事務局長」を「事務局長 主幹」に改め、同表備前市の部教育委員会の項中

認定こども園	総括主幹 園長
幼稚園	総括主幹 園長

を

認定こども園	総括主幹 園長 副園長
--------	-------------

に改め、同表瀬戸

内市の部市長部局の項中

児童館	保育園
館長	園長

を

保育園・こども園	
園長	

に改め、

同表矢掛町の部町長部局の項中「総務企画課主幹 秘書係長」を「総務防災課主幹 企画財政課主幹 秘書広報係長」に、

保育園	
園長	

を

矢掛認定こども園	保育園
園長	園長

に改め、同部教育

委員会の項中

幼稚園	幼稚園
園長	園長
小・中学校	小・中学校
校長 教頭	校長 教頭

を

小・中学校	
校長 教頭	

に改め、同表奈義

町の部町長部局の項中「総務課長代理 総務課長補佐 総務係長 財政広報係長」を「総務課参事 総務課副参事」に改め、同部教育委員会の項中「課長」を「次長 課長」に

改め、同表西栗倉村の部村長部局の項中「課長」を「参事 課長」に改め、同部教育委員会
の項中「教育長」を「教育長 課長」に改め、同表久米南町の部町長部局の項中「総
務企画課長補佐」を「総務企画課長補佐 総務企画課上席主幹（給与又は財政の事務を
行う者に限る。）」に改め、同表吉備中央町の部町長部局の項中「部長 参与」を「会
計管理者 局長」に、「総務係長」を「総務主幹」に、「財務係長」を「財務主幹」に、

同部教育委員会の項中

保 育 園	園 長
-------------	--------

を

保 育 園	園 長
認 定 こ ど も 園	園 長

に改め、

小 ・ 中 学 校	校 長 教 頭
綜 合 ス ポ ー ツ 公 園 管 理 事 務 所	所 長

を、

小 ・ 中 学 校	校 長 教 頭
-----------------------	------------------

に改め、

同表勝田郡老人福祉施設組合の部中「塩手荘」を「事務局」に、「荘長」を「事務局長」
に改め、同表に次のように加える。

岡 山 県	事 務 局
後 期 高 齢 者 医 療 広 域	事 務 局 長 事 務 局 次 長 課 長

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

連合

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県教育委員会公告

令和三年度岡山県教育委員会職員(司書)採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

令和二年六月二日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、令和三年度岡山県教育委員会職員(司書)採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

司書

三 採用予定人員

二名

四 職務内容

県立学校、岡山県立図書館等において司書の業務に従事する。

五 受験資格

平成二年四月二日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者又は令和三年三月末日までに取得見込みの者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

令和二年六月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの期間中(土曜日及び日曜日を除く)、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書(所定の様式による。)
- (2) 受験票(所定の様式による。)

3 受付場所

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

岡山県教育庁教育政策課人事班

(〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号)

(電話 (〇八六) 二二六―七五六八 直通)

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、令和二年七月二十一日(火曜日)頃発送するが、同月二十九日(水曜日)を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは令和二年六月十五日(月曜日)八時三十分から同月二十六日(金曜日)十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験(択一式)
- (2) 専門試験(択一式及び記述式)
- (3) 面接

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 口述試験

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

令和二年八月二日(日曜日) 九時十五分から十七時まで

岡山県庁分庁舎(岡山市中区古京町一丁目七番三六号)

2 第二次試験

令和二年九月三日(木曜日) 十時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については令和二年八月二十一日（金曜日）に、第二次試験については同年九月三十日（水曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十四円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

1 採用日

合格者は、原則として令和三年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、四年制大学卒（新卒）の場合、原則として一九四、三〇〇円（経歴により変動することがある。）で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（令和二年四月時点の制度の場合）。なお、今後の給与改定の状況によつては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせること。

3 岡山県教育庁教育政策課のホームページでは、過去の受験者数・合格者数等も掲載している。

4 試験の延期や会場変更など緊急連絡事項をお知らせする場合には、岡山県教育庁教育政策課のホームページに掲載するので、必ず事前に確認のうえ、受験すること。

令和2年6月2日 岡山県公報 第12198号

◎岡山県教育委員会公告

令和三年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

令和二年六月二日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、令和三年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

埋蔵文化財発掘調査員

三 採用予定人員

二名

四 職務内容

岡山県内の埋蔵文化財の発掘調査及び調査報告書の作成、出土品の保存処理のほか、広く文化財の保護、活用等に関する業務に従事する。

五 受験資格

1 次のいずれにも該当する者

- (1) 昭和五十五年四月二日以降に生まれた者
- (2) 大学若しくは大学院で考古学又は保存科学を専攻した者、又はこれに準ずる者
- (3) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条に規定する学芸員の資格を有する者又は令和三年三月末日までに取得見込みの者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

令和二年六月十五日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、

同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）
- (3) 発掘調査歴、保存処理実績及び業績歴（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

（電話 （〇八六）二二六―七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、令和二年七月二十一日（火曜日）頃発送するが、同月二十九日（水曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは令和二年六月十五日（月曜日）八時三十分から同月二十六日（金曜日）十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験（択一式）
- (2) 専門試験（記述式）
 - ア 考古学に関する共通問題
 - イ 考古学又は保存科学に関する選択問題
- (3) 実務試験
 - 考古学又は保存科学に関する選択問題

2 第二次試験

- (1) 適性検査

八 試験の日時及び場所
(2) 口述試験(面接・口頭試問)

1 第一次試験

令和二年八月二日(日曜日) 九時十五分から十五時五分まで
岡山県庁分庁舎(岡山市中区古京町一丁目七番三六号)

2 第二次試験

令和二年九月二日(水曜日) 十時から十七時まで
第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については令和二年八月二十一日(金曜日)に、第二次試験については同年九月三十日(水曜日)に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒(定形の場合は、九十四円分の切手を貼り付けたもの)を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

1 採用日
合格者は、原則として令和三年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、四年制大学卒(新卒)の場合、原則として一九四、三〇〇円(経歴により変動することがある。)で、このほか諸手当(扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等)をそれぞれの条件で支給する(令和二年四月時点の制度の場合)。なお、今後の給与改定の状況によつては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

- 1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。
- 2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせること。
- 3 岡山県教育庁教育政策課のホームページでは、過去の受験者数・合格者数等も掲載している。
- 4 試験の延期や会場変更など緊急連絡事項をお知らせする場合には、岡山県教育庁教育政策課のホームページに掲載するので、必ず事前に確認のうえ、受験すること。